
平成23年度厚生労働省税制改正要望 主な事項について

平成22年10月26日
厚生労働副大臣 小宮山 洋子

目次

合計	50項目	厚生労働省取りまとめ要望	32項目
		他省庁取りまとめ要望	18項目

(今回説明する事項)

1. たばこ税

- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ 1

2. 医療関係

- (1) 医療機関に対する事業税の特例措置の存続 2
- (2) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設 2
- (3) 高額な医療機器・医療安全に資する医療機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 . . 3
- (4) 試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充 3

3. 福祉関係

- 譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充 4

4. 年金・雇用関係

- (1) 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 5
- (2) 障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長 5

たばこ税

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ (たばこ税・たばこ地方税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	36.8%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	9.1%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

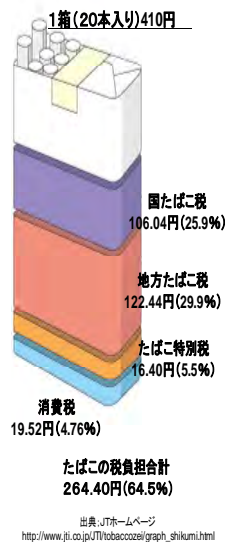
出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成20年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本※	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

健康日本21(運動期間:2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。
- 【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

- 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
- 【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

設定価格における男性喫煙率推計

500円 → 男性喫煙率 33.4~27.1%
600円 → 男性喫煙率 31.1~25.3%

出典:厚生労働科学研究「各種対策の経済影響の研究」

(1) 医療機関に対する事業税の特例措置の存続 (事業税)

要望内容

- ・「社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置」
 - ・「医療法人の社会保険診療報酬以外に対する軽減措置」
- を存続する。

要望の背景

- 医師不足や病院の倒産、産科医療からの撤退がおこっており、地域医療の崩壊を食い止めることが必要。
- 医療は公共性が高い重要なサービスであり、地域医療を支える医療機関が、安定して医業を行える環境の維持が必要。

(参考) 平成22年度税制改正大綱

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます。

(2) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設 (相続税・贈与税)

要望内容

出資者の死亡に伴い、相続人に発生する相続税等の納税を3年間猶予するとともに、「持分なし医療法人」への移行を条件として、猶予税額を免除する。

要望の背景

- 出資者の死亡に伴う相続税により、多額の法人資産が流失し、病院等の経営が立ち行かなくなるおそれがある。
- 相続を契機として病院等が縮小・売却され、地域医療が崩壊することを防ぐため、医業を継続しつつ、今後相続税等の問題が生じない「持分なし医療法人」への移行を進めることが必要。

(3) 高額な医療機器・医療安全に資する医療機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 (所得税・法人税)

要望の内容

500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合に特別償却を認める適用期限を2年間延長する。

高額な医療用機器

(例)

内視鏡(先端に小型カメラがついた管で診断と同時に処置・治療も可能な機器)

➡「質の高い医療」の提供



医療安全に資する機器

(例)

自動調剤分包機(誤薬を防ぐため、一度に服用する薬を個包装する機器)

➡「安全な医療」の提供



(4) 試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充 (法人税・所得税) ※経済産業省とりまとめ要望

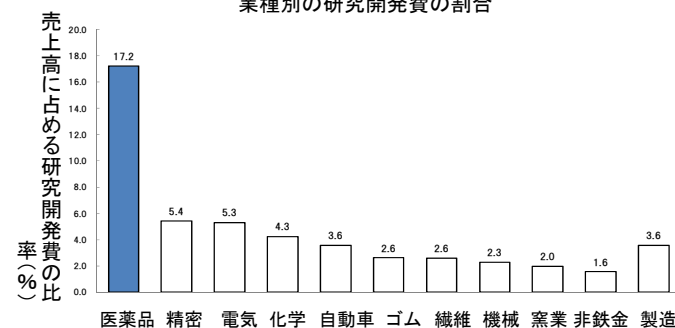
要望の内容

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、控除限度額を「20→30%」とする特例を恒久化する。

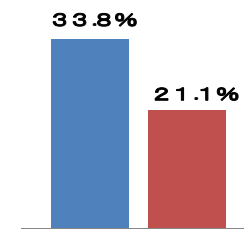
要望の背景

- 医薬品開発の成功率は極めて低く(0.005%)、新薬開発には多額の研究開発費の投入が必要。
- 欧米の製薬企業は、日本の製薬企業と比べて法人実効税率が低く、日本企業が欧米と競争していくためには、研究開発税制の維持・拡充が不可欠。

業種別の研究開発費の割合



内外の法人実効税率の比較



出典: 日経NEEDより作成(研究開発費を計上している上場製造業1292社を対象)

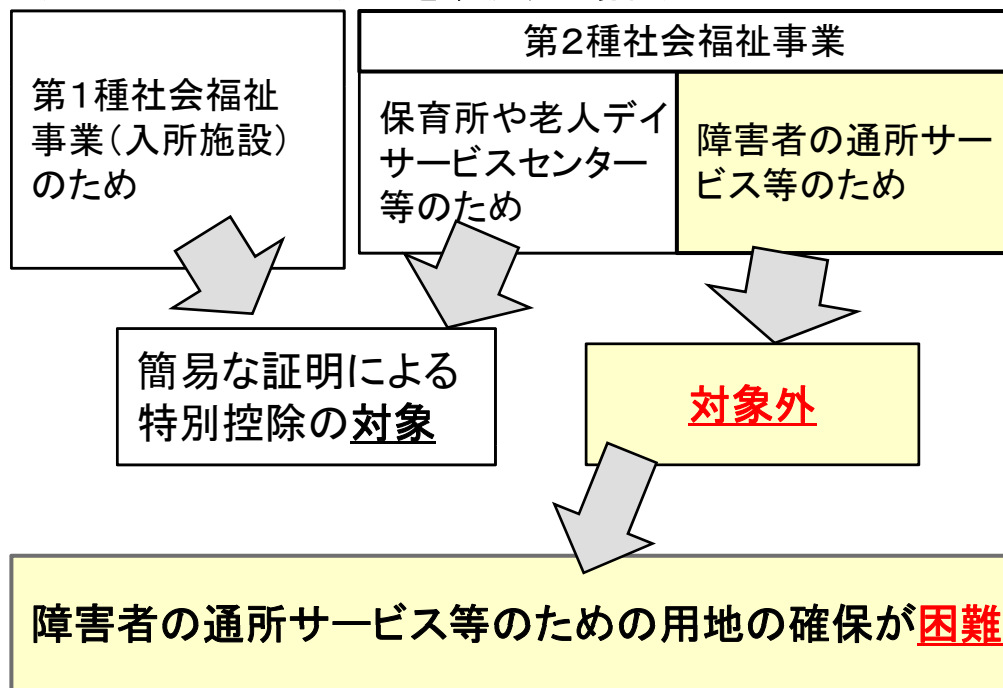
2009年度各社決算報告による

要望内容

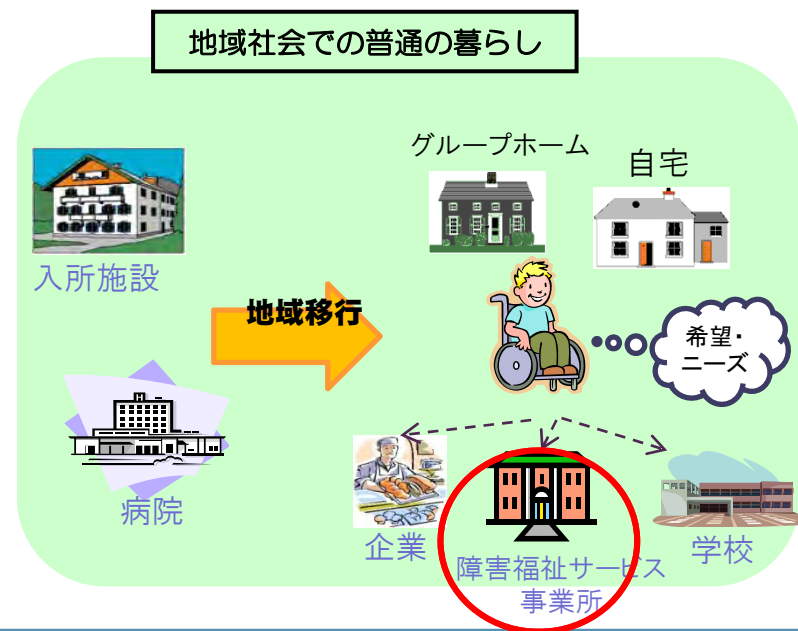
障害者自立支援法に基づくサービスのうち、通所サービスやグループホーム等のための用地の確保を支援するため、そのための土地の譲渡を行う際、保育所や老人デイサービスセンター等と同様に、簡易な証明により譲渡所得に係る特別控除（5000万円）の適用を受けられるようにする。

要望の背景

(サービスのための用地を譲渡する場合)



障害のある人が普通に暮らせる社会を実現することが必要



年金・雇用関係

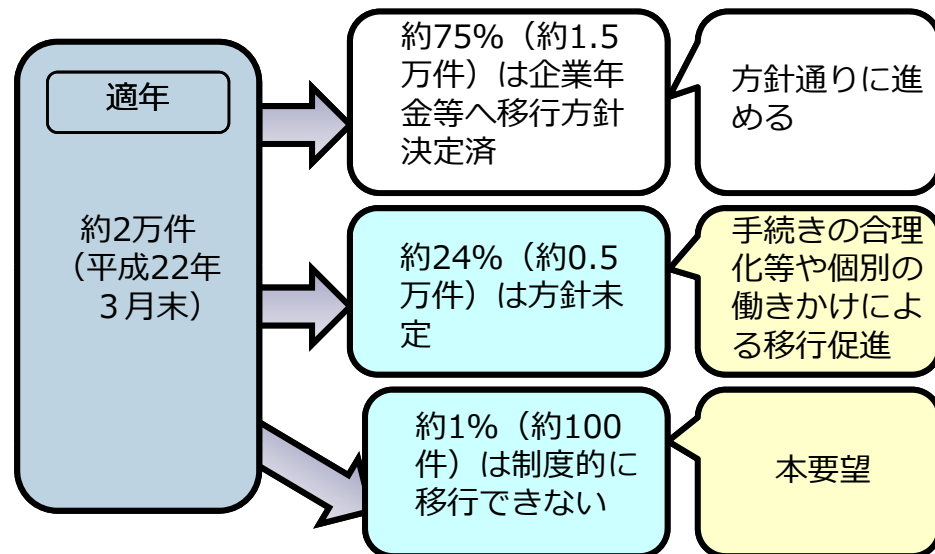
(1) 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)

要望内容

制度的に企業年金等へ移行できない適年について平成23年度の廃止期限後も、税の優遇措置を継続する。

適年の廃止

平成13年の企業年金制度改正により、適年は受給権保護の仕組みが弱いことから、10年の猶予期間を設け廃止



※生命保険協会・信託協会の調査等による。

(2) 障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長(所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税)

要望内容

障害者を多数雇用する事業所について、工場で使用する機械や工場内の設備を購入した場合の特例措置を2年間延長する。

要望の必要性

新成長戦略に掲げられた2020年までの目標である実雇用率1.8%の達成に向け、引き続き、雇用促進を図るための税制上の支援が必要。(現行1.63%)

